

第Ⅶ編 地震・津波災害復旧・復興計画

第1章 災害復旧・復興の基本方針

【体制】

計 画 項 目	主な担当課など	支援課など
災害復旧・復興の基本方針	□総務課危機管理室	□全課

～災害復旧・復興の基本方針～

風水害は、本編で述べる地震・津波災害への対応とは異なり、気象観測や解析・予測技術の発達や情報通信機器の高度化などにより、ある程度は災害に対する備えが可能である。これに対して、地震・津波災害では、阪神淡路大震災や東日本大震災の災害態様にみられるように、現在の科学技術では地震や津波発生 of 完全な予知・予測が困難なため、突然の大地震や津波による災害発生時には、地域防災力が平常時に備えている力を十分に発揮するいとまがなく、地域の広い範囲で大きなダメージと多大な人命や住民の財産を失うことが予想される。

こうした場合に、最も急務とされるのは、甚大な災害により住居や財産を失った被災者に対する生活の再建と地域の安定確保である。そのため、町は、復旧・復興対策として被災者の生活再建を基本に、次に掲げる事項などに留意しつつ、国や県等の関係機関と連携し、迅速かつ円滑な町域の復旧・復興を図るものとする。

- (1) 被災者が安心して日常生活が送れるように、生活の早期安定のため、きめ細かな支援を行う。
- (2) 被災状況、地域の特性および関係する公共施設管理者の意向等を総合的に勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指す。さらに災害に強いまちづくりなど、町の中長期的な課題解決も踏まえつつ、より計画的な復興計画を早急に検討して復旧・復興の基本方針を定める。また、特に必要な場合には、これらに基づいた町の復興計画を別途作成する。
- (3) 被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しつつ協働して計画的に行う。その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、高齢者、障がいのある人等の要配慮者の参画を促進するものとする。
- (4) 災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。

第2章 災害復旧事業の推進

第1節 災害復旧事業計画

【体制】

計 画 項 目	主な担当課など	支援課など
災害復旧事業計画	<input type="checkbox"/> 総務課危機管理室	<input type="checkbox"/> 全課

～基本方針～

大規模地震・津波災害発生後の緊急に実施すべき災害応急対策について、一定の目途が立った後、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害の発生防止等の観点から可能な限り改良復旧や機能改善を行うものとする。

なお、災害復旧事業の推進に当たり、特に技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。

また、町は国や県等が実施する災害復旧事業等の実施に関して、地域の安全・安心の早期確保の観点から、積極的にこれに協力するものとする。

なお、地震災害復旧・復興対策における復旧事業計画は、一般災害対策編第IV編第2章第1節「災害復旧事業計画」に準ずるものとする。

第2節 激甚災害の指定

【体制】

計 画 項 目	主な担当課など	支援課など
激甚災害の指定	<input type="checkbox"/> 総務課危機管理室	<input type="checkbox"/> 全課

～基本方針～

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号。以下「激甚法」という。）は、著しく激甚である災害（以下、激甚災害という。）が発生した場合における地方公共団体に対する特別の財政援助または被災者に対する特別の助成措置について規定している。

激甚災害が発生すると、被災地は壊滅的な打撃を受け、応急措置や災害復旧に要する経費が著しく過重になるばかりでなく、被災者も復興の意欲を失うほど疲弊してしまうことが予想される。

従って、そうした大規模な災害が発生した場合には、町は、応急措置及び災害復旧を迅速かつ適切に行うため、早期に激甚法に基づく財政援助及び助成措置を受けることとする。

なお、地震・津波災害の復旧・復興対策における激甚災害指定については、一般災害対策編第Ⅳ編第2章第2節「激甚災害の指定」に準ずるものとする。

第3章 被災者等の生活再建等の支援

第1節 罹災証明書の発行

【体制】

計 画 項 目	主な担当課など	支援課など
罹災証明書の発行	<input type="checkbox"/> 総務課危機管理室	<input type="checkbox"/> 全課 <input type="checkbox"/> 消防本部

～基本方針～

罹災証明書は、被災者の応急的な救済を目的とする災害救助法による各種施策や町税の減免等を実施するに当たって必要とされる家屋の被害程度について、災害対策基本法第90条の2に基づき町長が確認できる程度の被害について証明するものである。このため、町は、災害の被災者から申請があったときは、その災害による被害戸数等に関わらず、遅滞なく、住家の被害その他町が定める種類の被害の状況を、建築担当職員を中心に調査し、当該災害による被害の程度を証明する罹災証明書を交付するものとする。

また、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、被害状況調査について専門的な知識及び経験を有する職員の育成、罹災証明書の交付に関する規程や様式の準備、関係職員が事務処理に当たって参照できる簡便なマニュアルの作成、他の地方公共団体又は民間団体との連携の確保、応援の受入れ体制の構築その他必要な措置を講じるよう努めるものとする。

なお、地震・津波災害の復旧・復興対策における罹災証明書の交付体制の確立並びに罹災証明書発行の手続き等については、一般災害対策編第IV編第3章第2節「罹災証明書の発行」に準ずるものとする。

第2節 民生安定計画

【体制】

計 画 項 目	主な担当課など	支援課など
第1 民生安定計画	<input type="checkbox"/> 住民課 <input type="checkbox"/> 住民課人権男女共同参画室 <input type="checkbox"/> 交通商工課 <input type="checkbox"/> 福祉課 <input type="checkbox"/> 税務課	<input type="checkbox"/> 全課 <input type="checkbox"/> 苅田町社会福祉協議会

～基本方針～

地震・津波災害では、多くの人が罹災し、住居や家財の喪失や経済的な困窮あるいは生命の危険にさらされ、さらに地域社会自体が混乱に陥る可能性があり、すみやかな災害復旧を妨げる要因となる。

そのため、町は、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的に、民生安定のために以下の緊急措置を講ずるものとする。

第1項 民生安定計画

第1. 民生安定計画

町が実施する民生安定計画に関する主な項目と担当課、支援課などについては、概ね次のとおりである。

民生安定計画の主な項目	主な担当課など	支援課など
1. 生活相談	福祉課 住民課人権男女 共同参画室	全課
2. 雇用機会の確保	交通商工課	総務課危機管理室、福祉課、農政課、総務課、住民課
3. 義援金品の受付および配分等	福祉課	総務課、財政課、住民課
4. 災害弔慰金等の支給	福祉課	財政課、会計課、住民課
5. 生活資金の確保	福祉課	総務課危機管理室、住民課、子育て・健康課、財政課
6. 租税の徴収猶予、減免等	税務課	財政課、総務課、住民課

なお、地震・津波災害の復旧・復興対策における民生安定計画については、一般災害対策編第Ⅳ編第3章第4節「生活相談」、第5節「雇用機会の確保」、第6節「義援金、災害弔慰金等」、第7節「生活資金の確保」並びに第9節「租税の徴収猶予・減免等」に準ずるものとする。

第3節 郵便事業特例措置

【体制】

計 画 項 目	主な担当課など	支援課など
郵便事業特例措置	<input type="checkbox"/> 日本郵便(株)	<input type="checkbox"/> 総務課 <input type="checkbox"/> 住民課

～基本方針～

災害が発生した場合において、日本郵便(株)は、災害の態様および公衆の被災状況等被災地の実情に応じて、次のとおり郵便事業に係る災害特別事務取扱いおよび援護対策を迅速かつ的確に実施する。

町は、日本郵便(株)が実施する災害特別事務の内容や援護対策について、被災した住民をはじめとして、町民に対し広報並びに特例措置に関する内容周知を図るよう努める。

なお、地震・津波災害の復旧・復興対策における郵便事業の特例措置については、一般災害対策編第IV編第3章第8節「郵便事業特例措置」に準ずるものとする。

第4章 経済復興の支援

第1節 金融措置

【体制】

計画項目	主な担当課など	支援課など
金融措置	□福祉課	□交通商工課 □農政課 □財政課 □総務課

～基本方針～

災害により被害を受けた町民が、その痛手から早期に再起・更生できるように、町は被災者に対する資金の融資等の金融措置について定めることにより、被災者の生活の確保を図るものとする。

なお、地震・津波災害の復旧・復興対策における金融措置計画については、一般災害対策編第Ⅳ編第4章第1節「金融措置」に準ずるものとする。

第2節 流通機能の回復

【体制】

計画項目	主な担当課など	支援課など
流通機能の回復	□交通商工課	□総務課危機管理室

～基本方針～

町は、流通機能の回復を早期に図ることにより、被災者の経済的生活の安定の確保と経済復興を促進する。

なお、地震・津波災害の場合には、広域かつ同時多発的な被害発生が想定されるため、町は流通機能の回復に際しては、国や県等の関係機関とも密接に連絡を取りあい、相互協力して早期のサプライチェーン等の機能回復に協力するものとする。

第1. 生活関連物資対策

地震・津波災害の復旧・復興対策における流通機能の回復計画については、一般災害対策編第Ⅳ編第4章第2節「流通機能の回復」に準ずるものとする。